

誓約書

崇城大学長 殿

私は、崇城大学の学生として海外研修に参加するにあたり、事前事後の指導を受講するとともに、次の事項を遵守あるいは承諾することに同意いたします。なお、誓約事項に違背した場合は、崇城大学派遣留学生の資格の取り消しや崇城大学（以下、本学という）の支援を受けられないことになっても異議を申し立てません。

1. 留学に伴う渡航期間中は、滞在国または地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、派遣先機関の規則及び本学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。

2. 心身共に留学に十分耐えうる健康状態であること。個人賠償補償を含む海外旅行保険に必ず加入すること（クレジットカード付帯保険不可）。出願時および渡航前に健康上の留意点がある場合は申込書に記入すると共に、健康上海外研修の参加に支障はないと医師に診断されていること。また、渡航中に傷病その他の理由により健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに本学に申し出ること。

3. 派遣先機関で指定された留学期間を満了し、留学期間終了後は速やかに帰国し、本学に復学すること。また、本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。

4. 留学中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関に関わる事故ならびに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは学生本人の故意または不注意による事故やトラブル（迷惑行為・ホームステイ・本人の持病に起因するものを含む）によって生じた結果について、私または保証人の責任において一切を処理し、大学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。

5. 派遣先機関が所在する国（地域）の治安状況、疫病、自然災害等のやむをえない事情により、本学は学生本人の安全を第一と考え派遣の中止・延期または帰国勧告を決定することがあること。これらの事態等が生じた際は、現地政府、日本国外務省・在外公館の勧告・命令および本学の指示に速やかに応じ自己負担で帰国すること。また、一旦納入した研修関連費用について返還されない場合があることに同意すること。

6. 留学中に、この誓約書に記載された事項に違反するなどして、派遣留学生として不適格であると派遣先機関または本学が判断した場合には、両大学は学生本人の留学を取り消す権利を有していること。また、この権利行使により発生した手配業務（帰国・身柄引取り）およびそれに関わる費用については、学生本人または保証人の責任において一切を処理すること。

7. 渡航前に本学に届け出た学生本人の個人情報ならびに渡航中の事故情報・被害情報について、本学の所属学部、国際交流センター、受入機関、保険会社、本学の指定する危機管理支援会社（日本アイラック）、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保証人との連絡のために共有、利用することに同意すること。

年 月 日 学部・学科（学籍番号）：

学生住所：

氏名（本人署名）：

印

保証人は学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証いたします。

年 月 日 保証人住所：

保証人自署

印

（保証人直筆のこと。印影は学生とは別のものを使用してください。）